

まちづくり推進課にて受付

○建築確認申請書（一戸建て住宅・工作物・許認可） 3部（正本・副本・市控え）
上記以外の用途は 4部（正本・副本・市控え・消防署控え）

- ・『調査報告書の作成依頼書』に必要事項を記入し、必要な部署を順に経由してください。
- ・市控えには、建築計画概要書（A3）の両面コピーを添付してください。
- ・市控えは意匠図と設備図になります。構造図及び構造計算書は必要ありません。

市による調査報告書の作成

- ・調査報告書を作成し、正本に添付します。
- ・正本・副本に経由印を捺印します。
- ・消防同意が必要な場合は、消防署へ経由します。

経由期間の目安

- ・消防同意が必要な場合
約7～14日
- ・消防同意が不要な場合
約3～7日

まちづくり推進課にて返却

- ・経由事務が完了しても市からは連絡いたしませんので、代理者から進捗確認のご連絡をお願いします。
- ・受け取りの際は、代理者の受領印が必要となります。

大阪府建築主事又は指定確認検査機関に提出

◎都市計画法第36条完了公告、第53条許可、第58条の2の規定に基づく届出、都市計画法施行規則第60条の規定による開発許可不要等証明、建築基準法第43条許可、大阪府福祉のまちづくり条例事前協議、松原市開発指導要綱に基づく事前協議等の必要な許認可・協議は、市に建築確認申請を提出するまでに完了してください。

問い合わせ先

松原市 都市整備部 まちづくり推進課（庁舎6階）

☎580-8501 松原市阿保1丁目1番1号

TEL：072-334-1550

FAX：072-337-3001

E-MAIL：toshiseisaku@city.matsubara.osaka.jp

